

第1章 前史 —ひかり協会設立に至る経過—

1. 森永ひ素ミルク中毒事件の発生と守る会運動

(1) 事件の発生

1955年6月頃から8月にかけて、近畿地方以西の西日本一帯に人工栄養児の原因不明の病気が集団的に発生した。8月初旬頃から医療関係者の間で、罹患した乳児がいずれも森永ドライミルクを飲用していると指摘する声があった。しかし、企業への遠慮などから、速やかな対応はなされなかった。8月22日になって岡山大学附属病院小児科教室（浜本英次教授）は、乳児の症状がひ素中毒症に類似しているため、疑いをもっていた森永乳業徳島工場製のMF印ドライミルクのひ素分析法医学教室に依頼した。その結果、死亡児の剖検によってひ素が検出され、同時にドライミルクからも乳児が飲めば当然亜急性ないしは慢性ひ素中毒を起こす量のひ素が検出された。8月23日のことである。

報告を受けた岡山県衛生部は、厚生省と連絡をとるとともに、翌8月24日に乳児の奇病がひ素中毒症であり、それらの患児が飲用していたMF印ドライミルクにひ素が混入していたことを発表した。新聞・ラジオは一斉にこの大事件を報道し、人工栄養児を持つ親はわが子の健康を案じて医療機関や保健所に殺到した。厚生省は、森永MF印ドライミルクの回収と販売停止、徳島工場の閉鎖を命じ、ひ素混入の経過の究明にのり出した。

8月28日になって、乳質安定剤として使用していた第2燐酸ソーダに本来含まれていないひ素等の不純物が含有されていたことが判明した。これは、日本軽金属清水工場でボーキサイトからアルミニウムを製造する過程で、燐酸ソーダその他ひ素化合物などを含む



ひ素等が混入していたドライミルク缶

物質が産出され、それが市場に出回り、森永乳業は協和産業から第2燐酸ソーダとして購入した。そして徳島工場で乳質安定剤として使用された結果、ドライミルクに混入したのである。

この物質を添加物として使用するにあたって森永乳業は、安全性の検証を行っていなかった。また行政側も、その流通の過程において適切な措置をとれる機会があったにもかかわらずとらなかったことが判明している。

被害児の数は、1956年6月9日の厚生省発表によると、1万2131名にのぼり、うち130名が死亡した。世界史上類例のない事件であった。

(2) ひ素ミルク中毒の症状と後遺症の不安

ひ素中毒症になった乳児たちの症状は次のようであった。

初発症状としては発熱、睡眠不良、倦怠感、不機嫌の症状を示した者が多く、次いで

皮疹、粘膜刺激症状（カタル症状）である咳、流涙、下痢、嘔吐等が出現し、少し後れて黒皮症が現われ、発病後1カ月程度で皮膚の落屑が起こるのが一般的な経過であった。発熱はほとんどの例に見られ、相当長期にわたって存続した。

皮膚には汗疹様の急性疹と黒皮症ないし白斑黒皮症の慢性疹が混在し、これらは生理的に色素沈着の多い部分から躯幹・四肢に拡がる傾向があり、落屑して皮膚炎を起こしていた。また激しい搔痒感や発汗が伴い、化膿菌が感染して飛び火や膿瘍を合併し易く、毛髪は抜け、眼瞼や足背は浮腫状となった。

ひ素中毒の特徴である黒皮症（色素沈着）、肝臓の腫脹、脾臓の腫脹も認められた。重症になると腹部膨隆・鼓腸があり、腹水や黄疸が出始めると予後は不良であった。

ひ素中毒に原因する諸症状の他に、吐乳や下痢のため栄養不良と脱水症状が伴い、全身症状を悪くし著しい体重減少をもたらした。著明な貧血も特徴的な症状の1つであった。

これらの症状は、ひ素入りミルクの飲用を中止し、治療を開始すると急速に回復していた。しかし、神経症状や、事件発生後次々に発表された死亡児の病理解剖所見で指摘された脳の点状出血や小出血の存在は、中枢神経系の後遺症が発生する可能性を疑わせるに十分なデータであった。脳細胞は一旦破壊されると再生しないからである。それにもかかわらず、この問題は慎重に検討されることなく放置された。検診にあたった医師の中には経過観察の必要性を強調したものも数少なかったが、その体制はとられず、被害児は1969年の丸山報告に至るまで遂に追跡検診を受けることはなかった。

(3) 「森永ミルク被災者同盟 全国協議会」の闘い

事件が発表されたわずか3日後の8月27日

に、岡山日赤病院で「被災者家族中毒対策同盟」が結成された。被害児の親たちは次々に組織をつくり、9月3日には岡山全県下の被害児の家族700名が集まり総決起集会を開き、森永乳業との交渉を開始した。その後、他の府県でも府県単位の組織がつくられ、9月18日にはこれらの代表が集まって「森永ミルク被災者同盟全国協議会（以下「全協」）を発足させた。「全協」は短期日のうちに28都府県に散在する被害者の約半数を組織したが、その後8カ月間にわたる闘いは悲壮なものとなった。

「全協」は、①治療費などの全額負担、②後遺症に対する補償、③死亡者250万円などの慰謝料を森永に要求した。この「全協」の要求内容と世論を背景にした行動力に危機意識をもった森永側は、厚生省に対して指導を求めた。厚生省は森永の要請を受け、有識者5名を構成メンバーとする「五人委員会」をつくり、「解決」を図ろうとした。メンバーの人選は森永には委員会発足前に通知されていたが、「全協」には知らされていなかった。また、このメンバーの中に森永と関係のある人物がいたり、委員会費用は日本乳製品協会という企業団体が負担したりしていた。このことから、この委員会が公平中立でなく森永に味方するものであると言われても仕方がない「第三者機関」であることがわかる。「全協」はこの委員会を認めなかった。

(4) 「五人委員会」の意見書と 「全協」の解散

12月15日に「五人委員会」が発表した意見書は、①死亡者には25万円 ②患者には1万円、入院患者には2千円を上限とする追加金を支払う ③後遺症はほとんど心配する必要はないなど、会社に都合のよいものであった。加えて、親たちの真の願いである子どもの回復と後遺症に対する配慮の要求が世間に

理解されないまま慰謝料などの補償金問題だけがマスコミ報道されたり、森永の負担能力の限界という宣伝もあつたりする中、「全協」の闘いはゆきづまりを見せ始める。厚生省は全協の要求を受け全国一斉精密検診を実施すると約束したが、森永は五人委員会の意見書を盾に強硬な姿勢を崩さず、「全協」の要求を聞こうとはしなかった。

やがて、生活をかかえた若い親たちに疲労の色が濃くなり、会社の「全協」組織に対するゆさぶりも加わり、戦術の転換を余儀なくされたのである。妥結案^(注)を受け入れた「全協」は、1956年4月23日に解散し、8ヵ月にわたる闘いの幕を閉じた。

しかし親たちの不安は消えなかった。いたいけない乳児がこれだけ激しい中毒症状を示し生死の境をさまよったにもかかわらず、外見的に回復したとはいえ、今後順調に生育できるのか、後遺症は残らないのかという心配が脳裏から消えなかった。それにもかかわらず、全入院患者に2千円、通院患者に5千円という追加金が送られ、これだけの大惨事であった事件はすでに幕を引かれていた。それからは、被害児を連れて医者に行っても「森永ひ素ミルク中毒の子ども」と言っただけで、多くの医者が冷たい態度になるか迷惑そうな顔をした。

(注・妥結案) ①森永乳業は、厚生省の精密検診実施に努力する。将来医学上後遺症と認むべき事例が確認されたときには誠実にして妥当な補償を行なう ②全協はその結成の目的を達したのとして解散する ③森永乳業は全協が結成以来要した費用(650万円)を解散後に支払う など

(5) 1年後の精密検診と「西沢委員会」

厚生省は、「全協」との約束のとおり、1956年3月26日に一斉精密検診の実施を指示

する公衆衛生局長名の通達を各知事宛に発送した。

これより先、厚生省の依頼を受けて、日本医師会は小児保健学会会頭で大阪大学医学部の西沢義人教授を委員長とする6人よりなる小委員会(西沢委員会)を設け、診断基準並びに治療指針の作成について審議した。11月2日に答申が厚生省に提出されたが、その内容は診断基準や治療指針の他に治療判定基準・後遺症についても言及していたが、これまでの死亡被害児の解剖所見などを慎重に検討することなく出されたずさんなものであった。後遺症の危険性については軽視され、その発見と対策についての配慮に欠けるものであったと言わざるをえない。

厚生省の通達による全国一斉の精密検診は、事件発生からほぼ1年後に各府県で実施されたが、治癒の判定には上記の西沢委員会の答申にある基準が利用された。各地で実施されたものの、受診者は被害者の半数の6733名にとどまり、検診内容も、親たちが期待した精密検診とはかけ離れた簡単な診察が多かった。そのうち6643名は「治癒」の判定を受け、「要観察者」90名も翌年には28名となり、1959年には全員「治癒」とされた。親たちは子供の健康に不安を抱きつつも「全快」の診断を信用して、以後全国的な運動を起こすことはなかった。

(6) 岡山県森永ミルク中毒の 子供を守る会

1956年4月23日に「全協」が解散した後、各地の被災者同盟も消滅していったが、岡山ではその年の6月24日に「岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会」(以下「守る会」)が結成されていた。主には、被害児たちの今後の健康管理、救済措置の完遂、共に闘った親たちの親睦融和を願っての集いであった。やがてこの運動が現在の守る会の母体となるので

ある。会の名称も、1962年8月28日に「岡山県」の文字を除いて「森永ミルク中毒の子どもを守る会」となった。

「守る会」は発足後13年間にわたって苦しい孤立無援の闘いを続けた。森永乳業及び岡山県衛生部に、被害者の継続的精密検診や、ひ素ミルク中毒被害児の追跡のための診療や研究を実施する指定医療機関の設置等をくり返し要求し続けた。このような状況の中で、一筋の光明がさし始めた。それは協力医療関

係者の出現であった。「岡山県薬害対策協議会」の遠迫克己医師が守る会の要請を受けて検診の話を新日本医師協会に持ち込み、水島協同病院において1967年3月から同年9月にかけて35名の被害者の検診が行われた。その結果、多様な症状が発見されたが、この実績が後述する丸山報告発表後の日本公衆衛生学会での論争に大きな役割を果たすことになる。

2. 恒久対策の実現へ

(1) 丸山報告

1969年10月30日に岡山市で開かれた第27回日本公衆衛生学会において、大阪大学医学部衛生学教室の丸山博教授らは、「14年前の森永MF砒素ミルク中毒患者はその後どうなっているか」と題して、被害児67名の追跡訪問調査の結果を発表した。

それに先立って、10月18日、丸山報告は「14年目の訪問」と題する冊子にまとめられ学内の教材として提出された。これを受けて10月19日の朝日新聞が一面全部を使った衝撃的な報道を行った。これは、丸山教授の指導の下に、保健婦、養護教諭、医学生、医学者等で「森永砒素ミルク中毒事後調査の会」をつくり、一軒一軒被害児の家を訪問し、親から直接に中毒時の状況、成長過程や現状を聞きとっていったものをまとめたものである。その結果、67名の訪問被害児のうち50名に何らかの異常が認められたのである。被害児に何らかの後遺症が存在することを疑わせるのに十分なものであった。

丸山報告はマスコミの大きくとりあげるところとなり、事件は再び社会問題化した。森永乳業にとっても、行政当局にとってもまさに青天の霹靂へきれきともいべき出来事であった。

(2) 森永ミルク中毒の子どもを守る会

早速に各府県で被害者の親たちの再結集が始まった。そして1969年11月30日、各地から150名の親たちが集まり、多数の支援者・マスコミが参加し見守る中で、「森永ミルク中毒の子どもを守る会」第1回全国総会が岡山市で開催された。現在の組織に直接つながる守る会全国組織の実質的な発足であった。守る会は基本方針とも言える4つのスローガンを掲げて運動を開始した。①全国の被害者はこの会に結集し、一致団結して要求貫徹のためたたかおう。②人道的医療陣の協力で後遺症を究明しよう。③完全治療、完全養護を要求して子どもを元に戻してもらおう。④世論を動員して森永の企業責任を追及しよう。

丸山報告が出された1969年頃の社会情勢は守る会にとって有利であった。高度経済成長政策の歪みが国民の健康を蝕み、水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病、スモン病、大気汚染などが次々と問題化し、公害反対の気運が高まって運動が盛り上がりつつあった。

そうした状況の中で、医療・保健・教育・法律家を中心に様々な団体や個人が「対策会議」を各地で結成し、全国的に連絡を深めて

強力な守る会の支援組織を形成していった。マスコミも被害者側に好意的な報道とキャンペーンを続けた。全森永労働組合も会社に対して、この問題を正しく解決することを求め、「本件について前向きに誠意ある態度で対処せよ」と主張し、守る会とも交流をもった。

こうした情勢の下で、森永ミルク中毒事件の恒久的解決を望む世論が盛り上がった。このことは事件発生当時の状況とは決定的に異なる点であった。

被害者本人たちもすでに中学校を卒業していた。自らの問題として自覚し、各地にいる被害者同士が呼びかけ合い、被害者の集いが始まったのは丸山報告が発表されて間もなくであった。やがて、1972年8月20日に「被害者の会全国本部結成総会」が岡山市で開催され、①主体的に行動しよう、②文化活動により楽しく参加できるようにしよう、③仲間相互で助け合いながら生き抜こう、という3つの原則を掲げた。被害者の会は別名「太陽の会」と称した。

(3) 森永乳業との交渉

第1回全国総会以後しばらくの間、守る会は運動の中心を組織の整備強化と後遺症の究明に置いた。不用意に森永乳業と接触することを意識的に避けていた。それは、事件発生当時の組織内の弱点を突かれて揺さぶりをかけられたという苦い経験から汲み取った教訓でもあった。しかし、被害者の実態の究明が進むにつれて、一日も早く救済措置をとらなければならない被害児が次々と現われてきた。守る会は議論の末、交渉に踏み切ることにした。そして森永乳業との第1回交渉を1970年12月12日に実施した。

以後、本部交渉は7回、現地交渉は各地において頻繁に行われた。そして現地の緊急を要する具体的な要求はある程度解決されてい

った。ところが1971年7月11日に奈良県橿原市で開催した第8回本部交渉において、開会冒頭、森永乳業は本部交渉の中断を一方的に宣言した。その理由は、厚生省が1970年11月に岡山県に委託し、1971年2月から開始されていた岡山県検診の結果が近く判明するから、その結果を待って交渉したいとのことであった。

7回の本部交渉を通じて明らかになった守る会と森永乳業の主張の対立は、「後遺症についての因果関係」の認識の相違によるものであった。守る会が、現在の被害児の諸症状がひ素ミルク中毒の後遺症でありその立場に立った恒久的措置を確立すべきだと主張するのに対して、森永乳業は因果関係を認めない立場をとったのである。ちなみに厚生省の委託した岡山県検診については、その結果が1972年12月5日に発表されたのであるが、「調査結果を要約すると、当時の患児達は憂慮すべき経過を辿っているとは考えられず、遺伝と環境の交錯した思春期にある一団の健康構造を示しているものと思われる」という結論であった。しかし、少数とはいえ委員会内部の良識ある複数の委員からその結論に対して異論が表明されたり、小児科学会も「データと結論が関連づけられていない」と批判したりするなど、専門家の間でも問題視された。齋藤邦吉厚生大臣も「岡山県検診は遺憾である」と表明した。

(4) 「恒久対策案」の作成

第8回本部交渉で交渉が中断した後、守る会は予備交渉を行って森永乳業に本部交渉の再開を要求し続けた。その結果、1971年11月28日に第9回本部交渉が岡山市で開催された。この交渉で森永乳業は恒久措置案を提示することを約束し、12月19日に守る会に持参した。その案は「当時の患者で今後健康がすぐれずお困りの方に対し、因果関係を問わ

ず道義的責任を全うするため実施する」という高姿勢なものと守る会は受け止めた。守る会は全面的に拒否し、同時に守る会自身の手で「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」（以下「恒久対策案」:「30年史」巻末資料参照）を作成することを決定した。1972年8月20日の第4回全国総会で決定した「恒久対策案」は、前提として①救済の対象は全被害者である ②森永乳業の責任 ③国、地方自治体の責任 ④被害者の実態の究明と被害者手帳の交付 ⑤被害者の生存権、生活権、教育権の回復擁護 を挙げている。被害者側が自らの手で作成した「恒久対策案」は公害運動史上初めてのものであった。そして公害被害者救済のための新しいパターンを提示して世に問うたものであった。

（5）不売買運動と訴訟

守る会は森永との交渉で、「恒久対策案」の実現をせまった。ところが森永は「15億円の枠内で救済の進展を図る……」と述べ、「恒久対策案」を受け入れようとしなかった。そればかりか、守る会との交渉に責任ある役員が出席しないなど、不誠実な態度に終始した。ついに守る会は、森永製品の不売買運動を国民に呼びかけると同時に、民事訴訟を提起する決定をした（1972年12月）。

これに先立って、すでに弁護士65名からなる「森永ミルク中毒弁護団」が結成されていた。守る会の訴訟提起を受けて、弁護団はただちに活動に入った。守る会は弁護団とも協議を重ねて、この裁判は守る会全体の代表訴訟であり、個々の原告個人が賠償金を受け取るものではない、「恒久対策案」実現を目的とするものであることを明確にした。そして第1波を大阪地裁に（1973年4月）、第2波を岡山地裁に（1973年8月）、第3波を高松地裁に（1973年11月）提訴した。

また森永製品の不売買運動は、それ以前か

ら支援団体独自の活動として取り組まれていたものであったが、守る会が要求実現に向けての有効な手段として決定し国民に訴える中、療原の火のごとく広がり日本の不売買運動史上最大の規模へと発展していった。

裁判の進行は、マスコミの報道もあって、世論からも大きな支持を得た。優秀な弁護団の活躍は、不売買運動にも相乗的に作用し、車の両輪となって運動が拡大し、全国的な情勢にも支えられて有利に展開していった。またちょうどその頃に、森永刑事裁判の徳島地裁での差し戻し審の判決が出された（1973年11月）。2人の被告（工場長及び製造課長）のうち1人（工場長）は無罪という不十分な結果ではあったが、企業の製造責任者の犯罪を認めたことは、守る会の運動に大きな励ましを与え、民事訴訟を被害者側にとって有利に展開させるものであった。

（6）国との交渉－被害者手帳の発行と未確認被害者の認定

守る会は、被害者救済のためにはあらゆる機会をとらえてそのきっかけをつかむ努力を重ねた。1972年4月3日、守る会は理事長以下3役・常任理事が齋藤昇厚生大臣に面接し、被害児の現状を説明するとともに国のとるべき対策について要請した。すべての被害者に被害者手帳を交付すること、事件発生当時に中毒患者の名簿に登録されなかった未確認被害者の確認作業を国の責任で進めること、それらの作業を通じて被害の実態を究明することであった。

同年6月26日の再度の大臣との面接の場で、齋藤昇厚生大臣は守る会の要請を了承し、被害者手帳の交付と未確認被害者の認定を国の責任で行うことを約束した。

3. 三者会談とひかり協会の設立

(1) 三者会談の開始と確認書の締結

訴訟が原告（被害者側）に有利な形で進行し、不売買運動も効果を見せ始めていた頃、厚生省の山口敏夫政務次官から「被害者の恒久救済を早期に実現するために、話し合いのテーブルにつかないか」との非公式の打診が守る会の2人の幹部にもたらされた。守る会は、話し合うことは必要であるという立場をもっていたが、その前提はまず森永が因果関係を認める立場に立つこと（当時、森永は有毒ミルクを飲んだことと現在の被害との因果関係を認めていなかった）、そして国が事実上責任を認めて約束した未確認被害者（事件発生時にミルクを飲用したにもかかわらず何らかの理由で患者名簿に登録されていない者）の確認と被害者証明書の発行を誠意をもって速やかに実施することであった。

2人の幹部は真意を確かめるために私的な立場で山口次官と会い、次いで厚生大臣の意向をきいた。大臣は未確認問題の早期処理と被害者証明書の発行を約束した。その会見のあと山口次官以下厚生省関係者の同席のもと、2人は森永乳業の大野社長らと会って、会社の意向を質した。その場でついに大野社長は、因果関係を認める立場に立つことを約束したのである。（1973年8月）

こうして2人の幹部は一連の経過を守る会常任理事会に報告し、承認され、以後守る会として交渉を進めることになった。9月に入り、山口次官から大野社長に「守る会の『恒久対策案』を包括的に認める立場に立って、今後誠意をもって一刻も早く話し合いの場に臨むように」との書簡が送られた。会社側は「『恒久対策案』を包括的に認める立場にたって、誠意をつくさせていただくことを確約申し上げます」と回答した。これらの状況変化を受けて、守る会は全国理事会を開催し、

話し合いの場につくことを承認した。

守る会、厚生省（国）、森永乳業の三者が被害者の恒久救済体制確立にむけて、1973年10月、第1回三者会談を開いた。その後、第2回、3回、4回と精力的に開催され、お互いの誠意が確認され、そして同年12月23日には「三者会談確認書」が作成され、厚生大臣、守る会理事長、森永乳業社長がそれぞれ署名捺印して成立した。確認書の全文は資料（「30年史」巻末資料参照）にあげているのでそれを参照されたいが、内容の要旨は次のようなものである。

- ①森永乳業は、森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め謝罪するとともに、被害者救済の一切の義務を負担する。
- ②森永乳業は、守る会の「恒久対策案」を尊重し、同案に基づいて設置される救済対策委員会（のちの「ひかり協会」理事会）の判断並びに決定に従う。
- ③森永乳業は、救済対策委員会が必要とする費用の一切を負担する。
- ④厚生省は、「恒久対策案」の実現のために積極的に援助し、救済対策委員会が行政上の措置を依頼したときは、これに協力する。
- ⑤三者は、それぞれの立場と責任において、被害者救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで三者会談を継続し、「恒久対策案」実現に努力することを確認する。このため三者会談の中に救済対策推進委員会を設置する。

(2) 訴訟の終結と不売買運動中止

三者会談が開かれ、ひかり協会設立の準備が進んでいる一方で、訴訟では相変わらず

「因果関係不明論」「法的無責任論」をめぐって激しい攻防を繰り返していた。国と森永乳業は、三者会談では責任を認めることを前提としながら、法廷では従来どおりの主張をくり返し、その基本的姿勢の矛盾は弁護団や原告団のみでなく守る会会員や世論からも不審と疑惑をもたれていた。

この点について、協会設立後の1974年5月8日、大阪地方裁判所の第15回口頭弁論において、弁護団は国及び森永乳業に対して釈明を求めた。国及び森永乳業は、19年間にわたり救済を講じなかったことを陳謝し、三者会談の確認事項、ひかり協会設立についての基本的態度に相違ないことを表明した。守る会はこの釈明と回答を得て「訴訟の取り下げ」と、不売買運動の中止を決定した。訴訟はその意義を十分に果たして終了したが、事件の本質の究明と事件の解決に与えた影響は非常に大きいものがあった。弁護団の熱意と労苦は敬服すべきものであった。

(3) ひかり協会の設立

三者会談開始直前の1973年8月に守る会は「森永ミルク中毒被害者救済対策委員会準備委員会」（以下「準備委員会」）設置を決議し、恒久対策案で示した中央救済対策委員会を作る準備を開始した。

守る会は、「恒久対策案」を作成した段階では協力専門家のみによる中央救済対策委員会の構成を考えていた。それはできるだけ客観的に被害者のニーズを把握して公平な救済を実施するためと、金銭を扱うことになる救済機関に守る会役員が入ることによって、無用の混乱を招きかねないという事件発生当時の「全協」の経験からの配慮であった。しかしその後の協力専門家との懇談の中で、専門家から「守る会が入って積極的に運営の中心になる理事会でなければ協力が困難である」との意見が出された。そこで守る会は15名の

協力専門家を準備委員に委嘱するとともに、守る会からも5名の役員が加わり20名で「準備委員会」を発足させた。「準備委員会」は「恒久対策案」の具体化に向けての原則や検討を要する事項等を討議し、その内容は守る会出身の委員を通じて三者会談やひかり協会設立へ生かされていった。

三者会談では、1973年12月の確認書締結後、「恒久対策案」に基づく中央救済対策委員会である「森永ミルク中毒被害者救済対策委員会」を結成し公益法人として設立させることで合意し、三者はその法人に対してそれぞれの立場から援助・協力を行うこととした。このような情勢の進展の中、「準備委員会」は翌年2月に守る会の判断に基づく救済対策委員7名を選定し、任務を終えた。その後3月になって守る会は、この7名の委員予定者と守る会役員5名が「森永ミルク中毒被害者救済対策委員会」の委員に就任することと、この委員会が法人になった場合は全員がその理事となるということを確認した。

一方、守る会と厚生省の二者の間で法人設立のための折衝が行われた。社会福祉法人とするか財団法人とするかが論議されたが、結局、財団法人が適当であると結論付けた。財団法人は設立当初に決めた寄附行為に定めた目的が変更されないことから、被害者救済という変わらぬ目的のために森永乳業が資金を提供する法人の性格からも、また財団法人は早期に設立できるという点からも、有利であると判断されたからであった。このような議論や恒久対策案及び確認書をもとに、この財団法人の寄附行為が作成された。そして寄附行為の目的を「この法人は森永ミルク中毒に起因する被害の救済のための事業及びこれに関連する調査、研究その他の事業を行い、被害者等の福祉の増進を図り、もって公衆衛生及び社会福祉の向上に資することを目的とする」と定めた。

このように法人設立に向けての論議が進む

中、厚生省は厚生省の推す学識経験者も理事に選任したいという希望を示した。また、守る会は理事長候補として前国立公衆衛生院長曾田長宗氏を希望していた。結果、曾田氏を厚生省推薦理事の1人に含め、守る会は行政協力を行いやすくするためという理由で了解し、合計4名の厚生省推薦理事が選任されることが合意された。

こうして、守る会の役員5名、学識経験者11名（厚生省推薦4名を含む）からなる「森永ミルク中毒被害者救済対策委員会」の設立総会が1974年4月17日に東京都の憲政記念館で行われ、委員長には曾田氏が就任した。そして引き続き委員全員が発起人となって財団法人ひかり協会の設立を発起し、委員全員が同法人の理事に就任することを確認した。この時に議決された「設立趣意書」で、「この法人は、被害者の継続的健康管理、治療養護、生活保障、保護育成等に関する事業を実施することによって全ての被害者の救済を図り、被害者の福祉の向上を図るとともに、これに関連する調査研究を行い、ひいてはわが国の公衆衛生の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とするものであります」と高らかに宣言した。

そして財団法人ひかり協会は、1974年4月

25日、民法第34条の公益法人として設立許可された。ここに事件発生後19年目にして初めて本格的に救済事業が開始されるのである。

なお、財団法人の名称を決定するにあたっては、関係者が協議した結果、守る会機関紙の名称である「ひかり」を尊重し拝借することとした。ちなみに守る会が機関紙名を「ひかり」としたのは、「日本公衆衛生学会総会における丸山教授の報告が暗闇の中で苦しんできた被害児とその親たちにとってはまさに暗夜を照らす光明であった。親たちはこの光を神の救いと仰ぎ、この光をもっと強く大きくするために手をとりあって起き上がりました」（「ひかり」第1号）ことによっている。



協会設立後の「27年目を迎えてのシンポジウム」で発言する丸山博先生